

水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、燃料電池自動車の普及を促進するため、水素供給設備整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「水素供給設備整備事業」とは、法人又は個人が水素供給設備を新たに設置する事業（当該水素供給設備の設置に関し、一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けたものに限る。）をいう。
- (2) この要綱において「水素供給設備」とは、燃料電池自動車に燃料として水素を供給する設備又は知事が別に定める水素を供給する設備をいう。
- (3) この要綱において「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、かつ、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標若しくは車両番号標の交付を受けた自動車又は特別区若しくは市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費について経費の区分ごとの配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械

及び器具については、知事が別に定める期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除し

て得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

② 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（ⅰにより減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

③ 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

ⅱに定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（ⅰ又はⅱにより減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年4月6日告示第332号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年7月1日告示第125号の2）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第279号）

- 1 改正後のそれぞれの告示(第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。)の規定及び様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和6年3月29日告示第252号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表

対 象 と す る 経 費	補 助 額
<p>水素供給設備整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 設備機器費 事業に必要な設備に要する経費</p> <p>(2) 設計費 事業に必要な設計に要する経費</p> <p>(3) 設備工事費 事業に必要な工事に要する経費</p> <p>(4) 工事に係る負担金 事業に必要な工事に係る負担金に要する経費</p> <p>(5) その他の経費 (1) から (4) までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費</p>	<p>左に掲げる経費の合計額に6分の1を乗じて得た額と、左に掲げる経費の合計額から国補助金その他の収入を控除した金額のいずれか少ない額とし、水素供給設備1式につき1億円を限度とする。</p>